

## 第5号議案

### 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の工事の継続等について (案)

東北東京間連系線に係る広域系統整備計画（以下、「本計画」という。）の進め方について、業務規程54条に準じて、第42回広域系統整備委員会における検討を踏まえ、下記の通りとする。また、本件について、別紙のとおり東北電力株式会社に通知する。

#### 記

##### 1. 工事の進め方について

本計画について、東北電力株式会社が受領済の負担金（94億円）の範囲内で工事を継続する。これに伴い、第192回理事会で決議した東北電力株式会社への通知「東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の工事の継続について」（広域計第23号、2019年3月20日付）は廃止する。

##### <理由>

費用対便益評価の結果から、増強工事は現行規模で継続することとなり、応募を継続している2事業者からは、残りの工事費負担金（工事費負担金の90%）が支払われている。一方で、費用負担割合の一部<sup>\*1</sup>については、国で整理される費用負担の在り方と整合を図りつつ見直すこととしている（第40回 広域系統整備委員会）。このため、当面は受領済みの工事費負担金（94億円）の範囲で工事を進める。

※1 特定負担電源の辞退により増加する間接オークション利用分（元々の空容量を含む）の費用負担割合

##### <経緯>

事業者の応募の取り下げに伴い、本計画の再検討が必要となったが、工事を中断した場合、工事遅延等の影響が想定されることから、工事費負担金の10%に相当する額の範囲内で工事を進めることとしていた（第192回理事会）。その後、工事は順調に進んでおり、2019年11月には工事費が工事費負担金の10%に達する見込み。

## 2. 辞退事業者の負担額について

辞退事業者<sup>※2</sup>の負担額は、工事着手前に支払われた「工事費負担金の10%に相当する額」とする。

※2 第17回広域系統整備委員会で定めた着手後2年間の例外措置に基づき、応募または提起の取り下げを申し出た事業者

### <理由>

現在、応募を取り下げた事業者は、「工事費負担金の10%」と「本整備計画の変更までに生じた実費」のうち何れか大きい方を負担することとされている（第17回 広域系統整備委員会）。この取扱いは、託送供給等約款と同様、応募事業者の辞退に伴い、工事の中止や規模縮小が必要になり、不要な実施済み工事が生じた場合に、工事費負担金の10%に限らず、辞退事業者が実費を負担することを目的に定めたものである。

本計画においては、工事の中止や規模縮小などはなく、当初の規模で工事を継続することとなっていることから、辞退事業者に工事費負担金の10%を超える負担を追加で求める必要性はない。

以上

(添付資料)

別紙 東北東京間連系線に係る広域系統整備計画の工事の継続等についての通知文書